

「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業 公募要領

令和 2 年 6 月 26 日
観光庁観光地域振興課長
観光庁参事官（外客受入）

1. 趣旨

訪日外国人旅行者 6,000 万人時代を見据えると、我が国の観光地において、より幅広い国や地域から来訪する観光客を受け入れる基盤を速やかに整備していく必要があります。

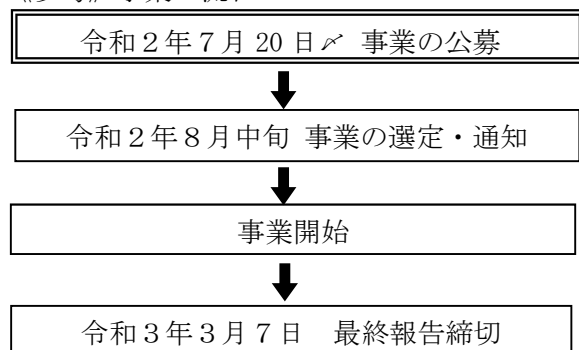
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の生活様式から変化が急速に進んでおり、これからは、国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、地域が一体となって新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を行っていくことが重要です。

こうした観点を踏まえ、観光庁では、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行います。

2. スケジュール

事業の実施期間は、選定後より令和3年3月7日(日)までとします。

《参考》事業の流れ



※事業終了の日から1月が経過した日又は
3月7日のいずれか早い日までに、
実績報告書を提出すること

3. 事業内容

選定された事業において、以下の取組を実施することとします。

① 観光イベントの実施・観光資源の磨き上げ

全国・広域的な取組ではなく、市町村単位での取組を基本とし、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間事業者等が連携して、地域の自然、歴史・文化、食、イベントなどの観光資源を開発する取組や、より安全で、誘客力の高いものに磨き上げる取組を支援する。

なお、お祭りなどの多数の者が参加する一回限りのイベントのみならず、自然や歴史・文化等を楽しむガイド付きミニツアーなど、少人数・複数回のもなどもイベントとして幅広く対象とする。

※ 複数の市町村が連携した取組も対象とするが、他市町村との連携を必ずしも必要としない。

※ 国内居住者を主なターゲットとし、将来的なインバウンドへの活用も見据えた取組とすること。

※ コンテンツ造成（新しい食の魅力の開発、新資源の発掘等）やバーチャルでの宣伝・購入等にとどまらず、地域に実際に旅行者が訪れるものとする。

② 情報発信・プロモーション

①の取組によって磨き上げる観光イベントや観光資源について、国内外の観光客を誘客するための情報発信・プロモーションを実施することができる。

③ 事業効果の検証

事業効果を検証するため、アンケート等の手法によって参加者の満足度等を調査する。必要な調査項目については、観光庁が調査業務を委託する事業者（以下「調査事業者」という。）と調整すること。

※ 本事業以外で、本事業の効果検証に活用可能な調査を実施する場合は、必ずしも本事業内で調査を実施する必要はない。

④ 調査事業者が派遣する外部有識者等との連携

調査事業者の負担により、必要に応じて外部有識者等の派遣を受けることができる。

⑤ 報告

中間報告書及び最終報告書を調査事業者に提出すること。

最終報告は、事業終了の日から1月が経過した日又は3月7日のいずれか早い日までに提出すること。なお、観光庁は、報告書における内容の一部又は全部をホームページ等で公表できるものとする。

また、事業実施期間中も、観光庁の求めに応じ、取組に関する報告等を行うこと。事業終了後も、観光庁が本事業による成果等について調査を行う際には協力すること。

4. 公募の要件

【提案者及び実施体制】

- ・ 提案者は、地域において本事業の主体となる団体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業その他観光振興に取り組む団体・協議会等）とする。
- ・ 地方公共団体との連携を必須とする。また、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業（宿泊施設・旅行会社・交通事業者・大手メーカー等）等、広く地域内の関係者と連携すること。

【取組内容】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、業種毎に作成された感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「新しい生活様式」の実践を意識した取組であること。

5. 支援対象経費

（1）支援対象となる経費

支援対象となる経費は、選定された事業の実施に必要な経費であり、かつ、観光庁からの調査委託費として措置できるものに限ります。

《新型コロナウイルス感染症対策に関わる支援対象経費》

- ① 専門家からの意見聴取にかかる経費
- ② 必要となる物品の購入・レンタル・リース費 等

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等、予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。ただし、事業の実施をとりやめる意思決定を行った会議議事録等、やむを得ない事情により中止等に至った経緯が客観的に分かる資料の提出が必要となります。

《観光イベントの実施における支援対象経費》

- ① 謝金
 - ・ イベントの出演者、司会者等に対する謝金
 - ※ 出演者等に支払う謝金のうち、各地方公共団体における諸謝金に関する規程に準じた金額のみ、支援対象経費の対象とする。
- ② 賃金
 - ・ イベントの準備及び開催に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金
- ③ 通信運搬費
 - ・ イベントの準備及び開催に要する郵送料、通信料
- ④ 委託料
 - ・ 各種イベントの企画・実施に係る経費
 - ・ 会場設営、イベントの運営や警備、音響設備の委託などイベント開催に必要な経費
- ⑤ 効果検証のためのアンケート調査等の実施経費
- ⑥ 借料・損料・使用料

- ・ イベント会場の借上、使用にかかる費用
 - ・ イベントの開催にあたって必要な備品や機材等のリース料
- ⑦ 旅費
- ・ イベント出演者に対して支払う旅費
 - ※ 出演者等に支払う旅費のうち、各地方公共団体における旅費に関する規程に準じた金額のみ、支援対象経費の対象とする。
- ⑧ 消耗品費
- ・ イベントの準備及び開催にあたって必要となる消耗品の購入費
(単価が10万円未満で本事業で実施するイベントに限り使用する物品とする)
- ⑨ 雑役務費
- ・ 送料等雑役に関する経費
- ⑩ 情報発信費
- ・ イベントの告知や当日案内のためのパンフレットやチラシ、ポスター制作に係る経費
 - ・ その他、本事業によって磨き上げる観光イベントについて国内外の観光客を誘客するための広報、宣伝等のための経費
 - ※ 情報発信・プロモーションに係る経費については、国からの支援総額に比して2割程度を上限とする。
- ⑪ 工事請負費
- ・ 電気水道ガス等、イベント会場を設営する上で必要となる工事等の経費

《観光資源の磨き上げにおける支援対象経費》

- ① ワークショップ、協議会等の開催費
- ② 滞在型コンテンツ等の企画開発費
- ③ 必要となる物品のレンタル・リース費
- ④ 名産品の企画開発費
- ⑤ 共通クーポン券等の企画開発費
- ⑥ 旅行商品の企画開発費
- ⑦ 外国人や専門家からの意見聴取にかかる経費
- ⑧ ガイドの育成費
- ⑨ 地域事業者に対するセミナー等の実施費
- ⑩ 地域住民に対するセミナー等の実施費
- ⑪ 地域資源の多言語情報提供のための経費
- ⑫ 課題抽出のためのモニタリング経費
- ⑬ 効果検証のためのアンケート調査等の実施費
- ⑭ 本事業によって磨き上げる観光資源について国内外の観光客を誘客するための広報、宣伝等のための経費
- ※ 情報発信・プロモーションに係る経費については、観光庁からの支援総額に比して2割程度を上限とする

《支援対象とならない経費の具体例》

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 本事業の対象案件として選定される前に発生した経費

- ③ 実施主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ④ 当該イベントにおける景品等の購入費
- ⑤ 当該イベント期間以外も継続して設置される工作物等の工事請負費
 - ※ 建屋の建築経費等は対象外とするが、旅行商品の造成に必要な範囲で、案内看板の設置などは対象とする。
- ⑥ 国その他行政機関等により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合には、二重の支援は認められない。
 - ※ 本事業では、イベント開催に必要な範囲で、レンタルやリースでは対応できない必要物品（案内看板、電飾、プロジェクションマッピング映像等）を作成・購入することが想定される。それらの物品は全て観光庁に帰属するが、観光庁と協議の上、事業終了後に参画する地方公共団体が無償で譲り受けることができるものとする。なお、譲渡を希望しない場合は、本事業の主体となる団体等の責任の下、速やかに撤去・廃棄を行うこと。

（2）支援対象経費の規模

支援対象経費の上限は1件あたり2,000万円(税込)とし、選定件数や提案内容に応じて金額を決定します。

（3）支援対象経費の精算

事業終了の日から1月が経過した日又は3月7日のいずれか早い日までに、調査事業者に対して当該事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類（請求書、支払明細書、領収書等）等を提出してください。調査事業者による金額の決定を受けた後、調査事業者から実施主体に支払対象経費を支出するものとします。

支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。

6. 選定

（1）選定件数

応募状況及び評価に応じて決定します。なお、新型コロナウイルス感染症による各種制限の緩和状況等を鑑み、改めて追加公募を実施する予定です。

（2）選定方法

観光に関して知見を有する有識者からなる委員会を開催し、（3）選定基準に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

なお、募集期間締め切り後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

（3）選定基準

本事業の要件に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における下記の記載内容を踏まえて選定します。

① 実施体制

- ② 「新しい生活様式」の実践
- ③ 骨太の方向性・ストーリー性
- ④ 新規性・独自性
- ⑤ 具体性及び計画性
- ⑥ 効果及び継続性

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定された提案者に対して通知するとともに、速やかに観光庁のホームページで公表します。

7. 提出

(1) 募集期間

令和2年6月26日（金）～ 令和2年7月20日（月）17：00必着

(2) 提出書類

下記の書類を全て提出してください。様式は、観光庁ホームページからファイルをダウンロードしてください。

- ① 提案書（様式1）
- ② 費用積算書（様式2）
- ③ 業務実施スケジュール（様式3）
- ④ 参考資料（様式自由）

事業の内容等（上記①～③を補足するもの）が分かる資料を添付してください。

(3) 提出先

以下の提出先に、メールで送付してください。

E-mail：hqt-yukyaku2020@gxb.mlit.go.jp

観光庁 観光地域振興課 松山・松田・越智・渡邊・三上・大城

外客受入担当参事官室 村山・新田・梅山・勝部・井筒

電話番号：03-5253-8327（観光地域振興課：北海道・東北・関東・中部・北陸担当）

03-5253-8972（外客受入担当参事官室：近畿・中国・四国・九州・沖縄担当）

※メールの件名の冒頭を「【〇県〇市（対象地域）誘客多角化】」としてください。

※メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡してください。

(4) その他

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とします。
- ・提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出書類については、提出者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出書類は行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年

法律第 42 号) に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがあります。

- ・取組の内容が法令に違反することが判明した場合、又は、申請の内容に虚偽があった場合には、直ちに選定を取り消し、支援額の全額返還を求めることがあります。

8. 問い合わせ

本公募要領に関する問い合わせは、以下に掲げる地域の区分に応じ、以下の課室の担当者(7.(3)に記載の担当者)までお寄せください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、観光庁を直接訪問して本公募に関する質問等を行うことはお断りさせていただきますのでご了承ください。

<問合せ先>

北海道、東北、関東、中部、北陸 : 観光地域振興課

近畿、中国、四国、九州、沖縄 : 外客受入担当参事官室

<受付期間>

令和 2 年 6 月 26 日 (金) ~ 7 月 17 日 (金) 10:00 ~ 17:00

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

以上